

## 個人情報ファイル簿

令和5年10月1日作成 (  開始 ·  変更 )

個人情報ファイルの名称	障害福祉システム	
行政機関等の名称	埼玉県和光市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 障害福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	社会援護課で行っている各事業（障害者手帳の交付、医療助成、手当支給、障害福祉サービス、日常生活の支援、行動範囲の拡大支援等）を行うため	
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日・年齢・印影、5電話番号、6国籍・本籍、7親族・続柄、8学歴、9学業成績、10評価内容、11職業・勤務先、12職歴、13資格・免許、14在学校・入所施設、15収入の内容、16支出の内容、17課税状況、18金融機関名・口座番号、19身体障害の有無・部位・程度、20精神障害の有無・程度、21傷病名・傷病歴、22検査名、23検診・検査の結果、24治療の内容・方法、25健康状態、26容姿（写真含む）、27血液型、28体格・体力、29医療機関名、30生育歴、31家族構成、32扶養関係、33同居・別居の別、34住居の間取り、35公的扶助（生活保護等）受給の有無、36年金・健康保険等加入・受給状況、37暮らし向き、38各種相談の内容、39日常生活状況、40自動車種・登録番号、41血圧、42感染症の有無、43個人番号	
記録範囲	手帳所持者、医療助成対象者、手当対象者、障害福祉サービス等の利用者等	
記録情報の収集方法	本人申告、住民基本台帳システム、官公署、民間・私人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	埼玉県	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部総務課 (所在地) 和光市広沢1-5	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)  <input checked="" type="checkbox"/> 政令第21条第7項に該当するファイル  <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案をする個人情報である旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	※1_令和5年10月1日の組織改正に伴い「個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称」及び「開示請求等を受理する組織の名称」を変更。	